平成２５年（フ）第１４３号
広島県呉市安浦町内海北６丁目15番９号
債務者　赤木　　希（旧姓佐賀原）
1　決定年月日時　平成25年11月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月21日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２５年（フ）第２４４号
徳島県吉野川市鴨島町鴨島213番地１　201号室、旧住所京都市山科区大宅桟敷５番地　椥辻市営５棟103号
債務者　山岡　美佳
1　決定年月日時　平成25年11月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月21日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第７０号
北海道夕張市清水沢宮前町23番地１　１―403
債務者　加藤　裕美
1　決定年月日時　平成25年11月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月22日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２５年（フ）第１７０５号
大阪市東淀川区大桐５丁目17番21号、前住所大阪市東淀川区豊里２丁目22番11―303号
債務者　白井　慎一（旧姓垣端）
1　決定年月日時　平成25年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３２５０号
大阪市住之江区南港中２丁目２番43―615号
債務者　平井　光芳（旧姓濵口）
1　決定年月日時　平成25年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４７２６号
大阪市住吉区苅田２丁目16番17―601号
債務者　荘　　利雄
1　決定年月日時　平成25年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４８２０号
大阪府高槻市赤大路町31番４―101号
債務者　坂本　　海（旧名緑）
1　決定年月日時　平成25年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４８２７号
大阪市東住吉区駒川３丁目20番３号
債務者　藤原　**隆**男
1　決定年月日時　平成25年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５２０１号
大阪市東住吉区中野１丁目２番２号
債務者　尾崎末子こと　柳　　末子
1　決定年月日時　平成25年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５２６５号
大阪府池田市鉢塚２丁目４番11号　403
債務者　平田　　実
1　決定年月日時　平成25年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５２９８号
大阪府吹田市垂水町１丁目46番９号
債務者　財原　和美
1　決定年月日時　平成25年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５３４８号
大阪市生野区中川１丁目７番20号　プレジデントホームさくら207号、前住所神戸市垂水区城が山１丁目10番20号　ユーハイツ107号
債務者　中島　泰二
1　決定年月日時　平成25年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２１２号
広島県福山市千田町２丁目39番１号　アネックス表209
債務者　長尾　昌紀
1　決定年月日時　平成25年11月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月22日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２５年（フ）第９７号
佐賀県唐津市和多田百人町１番45号
債務者　上田　祐二
1　決定年月日時　平成25年11月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月22日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２５年（フ）第６６２号
熊本市中央区妙体寺町７番６号
債務者　尾崎　摂理
1　決定年月日時　平成25年11月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月22日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第６６５号
熊本市中央区水前寺公園15番28号　タニビル201号、前住所熊本市南区出仲間７丁目14番７―402号　アペックスライフ千場２号館
債務者　桑原　豊徳
1　決定年月日時　平成25年11月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月22日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第６６９号
熊本県菊池郡菊陽町大字津久礼2098番地２　メゾンドユートピア403号、前住所熊本市東区石原１丁目２番69号
債務者　西村　祐介
1　決定年月日時　平成25年11月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月22日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係